

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-6
提出年月日	令和5年4月14日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230315-33	1	53-7) 電源負荷として可搬が入っているか確認し説明すること。	R5. 3. 15	本日回答		可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットは、可搬型代替交流電源設備、代替所内電気設備の負荷に見込んでいるため、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備からも給電が可能であることを記載しました。 また、アニュラス空気浄化ファンも同様であり、可搬型代替交流電源設備又は代替所内電気設備からも給電が可能であることを記載しました。	資料5-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53 r. 4. 2）』 p. 53-3～5  資料5-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53-9 r. 4. 2）』 p. 53-4～8	
230315-36	2	53-24) 女川の中央制御室にある指示計、記録計に相当する記載が必要かどうか確認し説明すること。	R5. 3. 15	本日回答		先行PWRの記載実績を踏まえ、52条や1.9の系統図と整合を図り、盤名称（AM設備監視操作盤）と指示計がある旨を表示することとします。	資料5-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53 r. 4. 2）』 p. 53-16  資料5-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53-9 r. 4. 2）』 p. 53-24	
230315-37	3	53-24) ドレン系統など、どこまで図面に反映するか検討し説明すること。	R5. 3. 15	本日回答		先行PWRの記載実績を踏まえ、ドレン系統は記載しないこととします。（技術的能力1. 10の系統図も同様。）	資料5-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53 r. 4. 2）』 p. 53-16  資料5-4『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53-9 r. 4. 2）』 p. 53-24	

\*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。